


# いいだ法人

(題字 児島博司会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会



ポストコロナに向けて  
持続可能な事業対策を

残り柿と南アルプス (阿智村伍和)

撮影：松島信雄 氏

残り柿の向こうに冠雪の南アルプスを望む伊那谷らしい光景です。

## 主な内容

税務署だより…………… 2～4 諸藤税務署長着任挨拶 「ネットで便利に納税証明書」	社労士コラム…………… 8・9 ～働き方改革～「無期転換ルールの実際は」 会員増強運動実施中…………… 9
決算説明会・インボイスセミナー開催報告 5	お知らせ掲示板…………… 9
税理士会だより…………… 6・7 「法人が災害により被害を受けた場合の法人税の特例」	全法連「税制改正提言」…………… 10・11 租税教育ポスター・編集後記…………… 12

## 研修用動画のご案内

コロナ禍では研修会開催ができず、会員の皆様にはご不自由をおかけしています。ワクチン接種後、コロナ感染拡大防止対策とWeb併設などで徐々に開催できるようになってきましたが、県下法人会を総括する長野県法人会連合会では、研修動画を作成しました。飯田法人会のホームページからいつでもご利用いただけます。

研修会のご案内バナーからご覧ください。

- ① 決算説明会
- ② 新設法人説明会
- ③ 令和3年度税制改正

みんなで回覧しましょう



社												経
長												理
印												担

差出人(差出發送代行) 返還先  
**(株)長野県中日サービスセンター** 〒395-0073 飯田市松川町2211メルセンビル1階  
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

**飯田法人会** 〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL 0265 (52)5775



## 税務署だより



### 着任のご挨拶

飯田税務署長  
諸 藤 則 昭

本年 7 月の人事異動により、東京国税局特別国税調査官から、飯田税務署長に着任いたしました諸藤と申します。

前任の遠山同様よろしくお願ひいたします。

一般社団法人飯田法人会の会員の皆様には、日頃から法人会活動を通じて税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大により人々の健康・安全が脅かされるとともに、貴会の運営や会員の皆様の企業経営におかれましても、多大な影響を受け、ご苦勞が続いていることと存じ上げます。影響を受けられている皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い収束を願うばかりでございます。

貴会におかれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として、関東信越国税局管内でも屈指の高い加入率を維持されており、企業自らが内部統制や会計経理の質的向上のため自主点検を行う「自主点検チェックシート」の活用を積極的に推進されているほか、各種研修会や講演会を多数開催され、納税意識の向上と企業経営の発展に貢献する活動を積極的に展開されております。また、開催に当たっては、従来の会場参加に加え、リモート参加も可能としたハイブリッド形式による開催を取り入れるなど、感染防止対策との両立にも積極的に取り組まれております。

さらに、青年部では「小学校の租税教室への講師派遣」に、女性部では「税に関する絵はがきの募集活動」・「黄色いハンカチ運動」に、それぞれ取り組まれるなど、地域社会の健全な発展に貢献する活動にも積極的に取り組まれております。

これらはひとえに児島会長をはじめとする役員の方

皆様の卓越したリーダーシップと会員の皆様の絶え間ない努力によるものであり、心から敬意を表するとともに、税務行政を担う我々としても非常に心強く感じている次第です。

私ども国税当局の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、これを達成するため、国民の皆様の理解と協力の下、税務行政の透明性の確保と利便性の向上に努めているところです。

こうした税務行政に課せられた使命・責務を果たしていくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがございます。貴会の皆様には、引き続き税務行政の良き理解者として一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

特に本年 10 月 1 日より、令和 5 年 10 月 1 日の消費税インボイス制度導入に先立ちまして、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様に制度の理解を深めていただけるよう、貴会の皆様と連携しながら説明会の開催など周知・広報に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。会員の皆様におかれましては、それぞれの事業実態に応じた準備を進めていただくとともに、円滑な移行に向けて早期の申請をお願いいたします。また、登録申請手続は、是非 e-Tax のご利用をお願いいたします。

結びに、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中で、不安や苦勞も多いことと存じます。貴会の会員の皆様が何より健康でご活躍されますよう、そして、貴会の益々のご発展、会員企業のご繁栄を、心より祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



# ネットで 便利に納税証明書

 国税庁


令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになりました。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

## ① インターネットで請求 (来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書 (電子交付用)」から、PDF データを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及び e-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

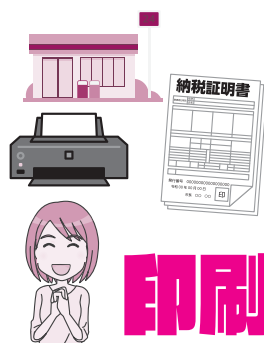
## ② PDF ファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書 (PDF ファイル) をダウンロードします。

電子納税証明書 (PDF ファイル) は、何度でもお使いいただけます。

## ③ 自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書 (PDF) ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます (印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書 (PDF ファイル) は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書 (PDF ファイル) の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

令和3年  
7月から

# 納税証明書の デザインが変わりました



## 新デザイン (A4 サイズ)

納税証明書  
(その1 納税額等証明書)

住 所(所在地) 東京都千代田区霞が関3丁目1-1  
氏 名(名 姓) 田代 太郎

税 目	申告所得税	納付すべき税額 申告額 更正・決定後の額	納付済額	未納税額	法定納期限等
年度及び区分					
令和1年分					
本税	10	*****	10	*****	*****
令和2年分					
本税	10	*****	10	*****	*****
		以下	余	白	

(備 考)  
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

微管(証明) 第 000001 号  
上記のとおり、相違ないことを証明します。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇税務署長  
財務事務官 〇〇 〇〇  
署長印

## 旧デザイン (A4 サイズ)

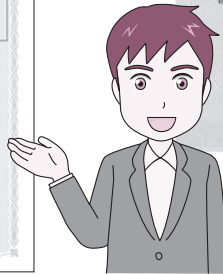
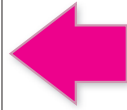
納税証明書  
(その1 納税額等証明書)

住 所(所在地) 千葉県船橋市旭町1丁目1-6  
氏 名(名 姓) 田代商事 株式会社  
代表者 代表取締役 田代 雄

税 目	法人税	納付すべき税額 申告額 更正・決定後の額	納付済額	未納税額	法定納期限等
年度及び区分					
令和2年分					
(R)平成30年7月1日 (R)平成30年7月1日 以降		無	*****	無	*****
(R)平成30年7月1日 (R)平成30年7月1日 未満		無	*****	無	*****

(備 考)  
○ 当該証明書の発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

管(証明) 第 〇 〇 号  
610000000



これからは、こちらの  
新デザインで発行されます。

## 新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書の QR コードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

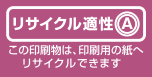
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> →



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国 税 庁 検索



QR コードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。 R3.3

—飯田税務署・飯田法人会—  
**法人税・消費税の「決算期別説明会」**  
**Web併設で開催**



飯田法人会では飯田税務署と共催で年間 4 回の決算期別説明会を開催していますが、コロナ禍により昨年度は会場使用とご参集が不可能な状況が続きました。今年度も 3 月の開催は中止としましたが、対象企業には資料を送らせていただきました。県連で

作成の研修会動画も当会のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

6 月には、会場使用が可能となりましたが、それでも会場出席は感染拡大が心配されることもあり、Web併設研修会が必然となりました。地元会員企業に Web併設サポートを頂きながら Zoomソフトを使用し初めての会場・Webの併設研修会となりました。6 月18日の開催では、会場出席 45名、Web出席 27名でした。受講アンケートからも Web併設は好評で、今後も希望するとの回答を多くいただきました。これまでは、遠方により参加頂けなかった会員の皆様にも、会社からご参加いただけます。接続など不明な点は事務局までお気軽にお問合せ頂き、是非ご利用ください。

**インボイス制度セミナーを開催**  
**飯田間税会と共催・Web参加も多数**

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が令和 5 年10月に導入されますが、これに先立ち、「適格請求書発行事業者」の登録受付が、本年10月から始まりました。これから逐次必要な準備を重ねていくことになります。



講師の戸崎博税理士

飯田法人会と飯田間税会は共催し、インボイス制度導入に対応する理解と対策を進めるための「インボイス制度セミナー」を、講師に税理士会から派遣の戸崎先生を迎え、8 月26日に飯田商工会館 1 階ホールで開催しました。

コロナ禍の最中で密を避けるため、今回は同じセミナーを午前と午後の 2 回（各 1 時間30分）行うと共に、Webでの聴講参加も可能としました。

参加された人数は、会場へ31名、Webによる聴講は44名でした。

参加人数からも、今後はこのようなハイブリッド方式の研修会が多く求められることになると考えられます。よりスムーズな運営ができるよう配信方法等に検討を加えていきたいと思っております。



## 青年部健康経営研修会

●パネリスト：

有限会社 丸木屋商店 代表取締役社長 **木下 裕介 氏**  
きのした ひろゆき  
 今宮半平 五代目店主 **渡邊 武彦 氏**  
わたなべ たけひこ  
 司会：青年部長 鈴木健太郎

●テーマ：「コロナからの生還 その時、酒屋で何が起こったのか!？」

●会場：今宮半平 ●聴講：無料 ●定員：50名

●懇親会参加費：一般 5,000円、法人会員 2,000円

※青年部会員の皆様には10月中に開催通知をお送りします。

※事前申込みにより一般聴講可、詳細については、法人会のホームページをご覧ください。

開催日：11月16日(火)

講演会 15:00～16:30

懇親会 17:00～



●税理士会だより

I 法人が災害により被害を受けた場合の法人税の特例

災害（地震、火災、風水害）により生じた損失の額は、その損失が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入されます。また、確定申告や中間申告を行うことで、過去に納めた法人税や源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

○災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

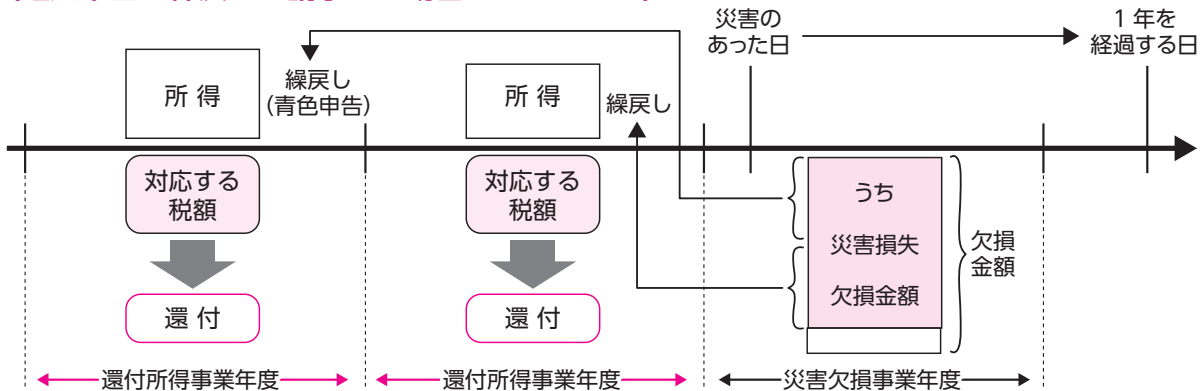
災害のあった日から 1 年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日から 1 年（青色申告書の場合には 2 年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。



関東信越税理士会  
飯田支部副支部長  
北澤 福一

注：災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額をいいます。

〈確定申告で繰戻しを請求する場合のイメージ図〉



○災害損失金額がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付

災害があった日から 6 月以内に終了する中間期間において、災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、控除しきれなかった所得税額の還付を受けることができます。

注：災害損失金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害より生じた損失の額をいいます。

○被災代替資産等の特別償却

特定非常災害として指定された災害について、その発生日から同日の翌日以後 5 年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができます。

II 法人が災害により被害をうけた場合の消費税の特例

○災害が生じたことによる簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例

災害が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、承認申請書（提出期限：災害がやんだ日から 2 月以内）を税務署長に提出し、承認を受けることにより、当該災害の生じた日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。この特例を受けるためには、承認申請書と併せて「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出する必要があります。

## 教訓 “三六災害”



天竜川の氾濫で水に浸かった川路駅周辺

昭和36年梅雨前線豪雨、通称「三六災害」は、1961年（昭和36年）6月24日から7月10日にかけての総雨量が飯田観測所で579mmを記録し、特に

6月27日の降雨量は325mmにも達し、1週間で1年間に降る雨量の3割を超える『豪雨』による災害。特に長野県南部の伊那谷など天竜川流域に、氾濫や土砂災害による甚大な被害を与えた。

### 《伊那谷の被害規模》

- 死者 99名
- 重軽傷者 1,155名
- 家屋 浸水 12,452戸
- 全壊 898戸（流失380戸含む）
- 半壊 605戸
- 行方不明者 25名
- 浸水面積 534ha

（記事提供：いずれも北澤福一税理士）

## “ビール”こぼれ話

Q：ビールの大瓶の容量はなぜ633ml？

A：昭和15年3月に新しい酒税法が制定され、それまでビールに課せられていたビール税（造石税）と物品税（庫出税）はビール税（庫出税）に一本化されました。このとき、ビールの入身容量を統一しようということから、当時の大日本麦酒の10工場と麒麟麦酒の4工場で使用しているビール大瓶の容量を調べたところ、一番大きなものが3.57合（643.992ml）、一番小さなものが3.51合（633.168ml）であることがわかりました。そこで容量が一番小さいものに合わせれば、それより大きめの瓶も使うことができるという理由から、昭和19年に3.51合に定められました。それ以降現在まで、この633mlという容量が用いられています。

また、小瓶も同様の理由で334mlに決められています。



### 《参考》

酒税にも消費税がかかっています。

ビール大瓶の価格（税抜価格+酒税139円）×消費税率10%

## 令和3年会員増強目標 会員増強運動実施中（9月～12月末）

長野県法人会連合会組織委員会作成の会員増強用動画をご覧頂き、お知り合いの法人・個人（青色申告個人、司法書士様等）へご入会のお勧めをお願いいたします。

○会報表紙のQRコードより→飯田法人会ホームページ（新着情報）会員増強動画

6月末現在

支部名	法人数	会員数	未加入法人数	加入率	目標数	目標達成加入率
飯田	2,411	1,457	954	60.4%	27	61.6%
高森	224	135	89	60.3%	2	61.6%
松川	256	153	103	59.8%	2	60.5%
大鹿	22	14	8	63.6%	1	68.2%
豊丘	93	56	37	60.2%	1	61.3%
喬木	83	51	32	61.4%	1	62.7%
西部	201	111	90	55.2%	2	56.2%
阿南・売木	79	46	33	58.2%	1	59.5%
下條	40	32	8	80.0%	1	82.5%
泰阜	31	22	9	71.0%	1	74.2%
天龍	23	18	5	78.3%	1	82.6%
その他	122	17	105		0	
本会総体	3,585	2,112	1,473		40	
令和3年6月末 署法人数	3,395		6月末	62.2%		

支部名	法人数	会員数	未加入法人数	加入率	目標数	目標達成加入率
橋北・東野	212	141	71	66.5%	2	67.5%
橋南	293	203	90	69.3%	3	70.3%
羽場・丸山	175	109	66	62.3%	2	63.4%
伊賀良	295	160	135	54.2%	4	55.6%
山本・三穂	107	47	60	43.9%	2	45.8%
松尾・団地	270	169	101	62.6%	3	63.7%
上・下久堅	54	31	23	57.4%	1	63.0%
座光寺	95	65	30	68.4%	1	59.3%
竜丘・川路	144	95	49	66.0%	1	67.4%
龍江・千代	56	28	28	50.0%	1	53.6%
鼎	351	205	146	58.4%	3	59.3%
上郷	329	191	138	58.1%	3	59.0%
遠山	30	13	17	43.3%	1	58.4%
飯田支部総体	2,411	1,457	954		27	

飯田法人会目標 2,152→63.4% 県連目標数 2,135→62.9%

ちょっとお耳を



社労士コラム

## 無期転換ルールの実際は



社会保険労務士  
うえすぎし のぶ  
(飯田法人会会員)  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)

以前お話しさせていただきましたが、無期転換ルールは「有期契約が5年を超えて更新された場合に、申し込みをすることによって無期契約に転換される」というものです。実際に有期契約で働く人たちは、多くの会社のいろんな部署で重用されていますし、会社の運営上でも重要な戦力になっています。その有期社員の人たちの中でも、(図 No.1) 雇用期間が1年ごとのサイクルの人が、凄く大勢いらっしゃると思うのですが、その人たちの大部分は「毎年自動的に雇用契約1年間の更新を繰り返している」というのが実態です。

そういう実態を見極めた上で「今までの5年間は期間の定めが有る契約でしたが、今後は期間の定め無し労働契約に切り替えて、安心して働いてもらえるように“契約の位置付け”をし直すことにいたしましょう」と少しややこしい表現で恐縮ですけど、「無期転換」の意味は、そういう至って自然で適切な措置だと思います。

ところが、この制度は働き方改革の中でも重要な位置にあると思うのですが、今の時点で世の中に十分浸透しているかと言えば、残念ながら今一つだと思います。私はその理由はこの制度に大きな疑問を抱いている方が経営者の側にも労働者の側にも、大勢いらっしゃるからではないかと思いますので、もう一度このテーマを取り上げます。

○最大の疑問点…この2点が間違いなくネックになっていると思います。もちろん、飯田・下伊那だけの話しじゃないですよ。

- ①【実際に経営者側の立場】…「無期に転換≒正社員として待遇？」
- ②【労働者側の立場】…「こちらから申し込まないとダメ？自動的に転換とか会社側から提示してくれるとかないの？」

さてそこで、この疑問点をスッキリと解消すべく、以下のQ & Aで5つのパターンを解説します。最近では同じ会社にずっと勤めて定年を迎え、さらに同じ会社で再雇用される労働者の方がグーンと増えてきていますから、最後のQ & A5 (図 No.3) も大事ですよ。

**Q 1** 経営者です。有期契約社員が「入社して5年経ちましたので、無期の契約に転換してください。」と言ってきたら、正社員にしなくてはいけませんか？無期転換は、結局、正社員の待遇になるってことですよね？

**A 1** 正社員にするかしないかについては、自分の会社の制度で決めて良いことになっています。実は、Q 1はとても多くの方(特に経営者)が誤解されているところです。無期転換≒正社員ではありません。正社員にしてあげるかあげないか(無期のまま)については、あなたの会社の制度で決めます。

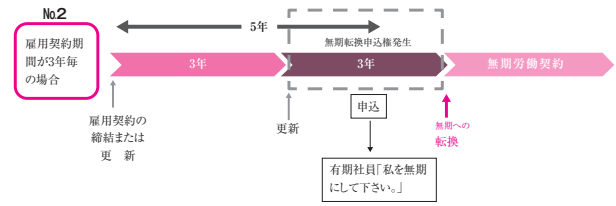
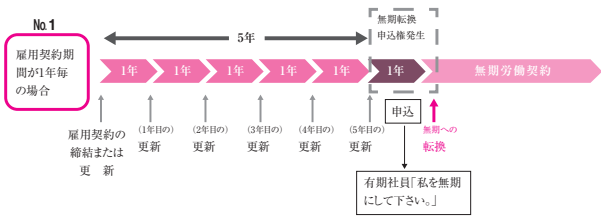
**Q 2** 5年経っていない有期社員です。図 No.1 の「私を無期にして下さい。」と「申込」をするところが気に入り、少々抵抗を感じます。その有期社員が通算して5年を超えた時点で、会社の方で手続きを取ってくれるとか、自動的に無期に転換されるということにはならないのですか？「社員が自ら申し込みをする」ではなく、会社側でそういう配慮があっても良さそうな気がします。法律上はどのようなのですか？

**A 2** そうですね。おっしゃる通り、総務課とか会社の側でそのような配慮をしてくださると本当に良いですね。ただ、この制度のルールの中では、自動的ではなくて(一応、総務課とか会社の側から積極的にでもなくて)、通算して5年を超えた有期契約社員の方がご自分の方から会社に対して「申し込み」をした場合に、無期労働契約が成立することになっています。

**Q 3** 既に5年を超えて勤めている有期社員です。そんな私は、申込のタイミングを逃してしまったのでしょうか？なんだか心配です。

**A 3** 大丈夫ですよ。図No.1、No.2をご覧ください。(2013年4月1日以降に開始した)有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合は、その契約期間の初日から末日までの間(図 No.1、No.2 の点線で四角く囲ったところ)でしたら、いつでも申し込みをすることが出来ます。



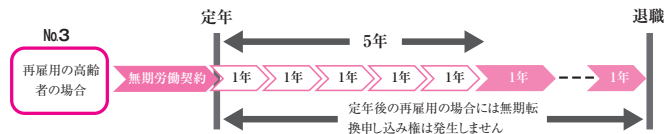


**Q 4** 経営者です。無期転換になった後の賃金などの労働条件のことですが「それでも、いくらかでも上げてあげなくてはいけないかなあ？」と思い悩んでいます。私の会社は、コロナ禍や景気が良くないのに、最低賃金上昇の他にも色々条件が重なり、正直、前より条件を良くする余裕はありません。もちろん最低賃金はなんとかクリアしますが、ズバリ、賃金の面だけじゃなくほかの労働条件も全部ひっくるめて、有期契約の頃と全く同じ内容の労働条件での契約というのはだめですかね？

**A 4** 有期の頃と同じ条件で問題ないでしょう。無期契約に転換になる前よりも(特に賃金面の条件を)少しでも良くしてあげることが出来ればそれに越したことはないと思いますが、一般的には、直前(有期労働契約時)の労働条件と同じ内容で契約して差支えないと思います。

**Q 5** 経営者です。最近、長いこと同じ会社で勤めて、定年になった後も、同じ会社で引き続き再雇用されるという労働者が目に見えて増えてきているようですね。うちの会社の定年は60歳ですが、うちもできるだけ定年後も引き続き再雇用をと考えています。真面目によく働かし、まだまだ頼りになりますからね。ただ、再雇用したその労働者が5年経って65歳に達して、さて次の1年間の契約更新をしようというタイミングで「無期に転換してください。」と申し込んできた場合はどうなりますか？私は、これからも高齢労働者に理解のある経営者でありたいからこそ、その点をしっかり把握しておきたいのです。法律的にはどうなりますか？

**A 5** 図 No.3 (再雇用の高齢者の場合) をご覧ください。Q 5 も多くの経営者の方が疑問に思っている点です。定年後に再雇用された高齢者の場合は、扱いが違ってきます。法律では、「①適切な雇用管理に関する計画書を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、②定年に達した後に、(同じ会社で)引き続き雇用される期間については、『無期労働契約への転換申込権は発生しない』」ということになっています。



要チェック

《お知らせ掲示板》



年末調整研修会

〔日 時〕 11月18日(木) (対象企業頭文字)  
 【午前の部】 10:00~12:00(ア行~タ行) (定員60名)  
 【午後の部】 14:00~16:00(ナ行~ワ行) (定員60名)  
 【オンライン】14:00~16:00(定員100名) (Zoom使用)  
 〔会 場〕 南信州飯田産業センター(エス・バード) 大ホール  
 〔講 師〕 関東信越税理士会派遣税理士 森本幸登税理士  
 〔持ち物〕 年末調整書類一式 (税務署から別送されている封筒)

※受講会員には申告書添付用受講証シール(黄色)をお渡しします。  
 ※詳細は、10月中に往復はがきでご案内しますのでご確認ください。

決算法人説明会

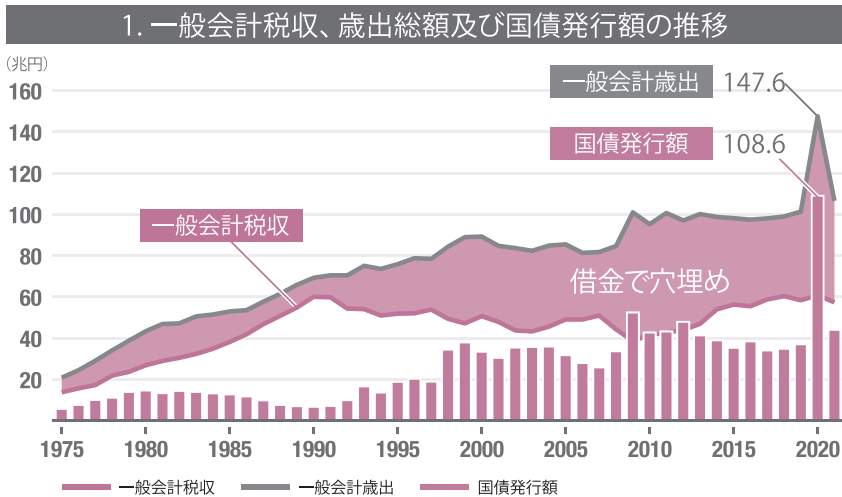
日時：令和4年1月19日(水)14:00~  
 会場受講：定員40名  
 Web受講：定員100名  
 会場：南信州・飯田産業センター (エスバード)B棟2階会議室  
 対象：2・3月決算法人  
 内容：「決算と申告の注意事項」 「調査指導等から見た注意点」  
 講師：飯田税務署担当係官  
 ※受講会員には申告書添付用受講証シール(オレンジ色)をお渡しします。  
 ※対象企業へ12月税務署よりご通知します。対象月でない方も受講できますが事前申し込みが必要です。(事務局まで)

# 法人会からの提言

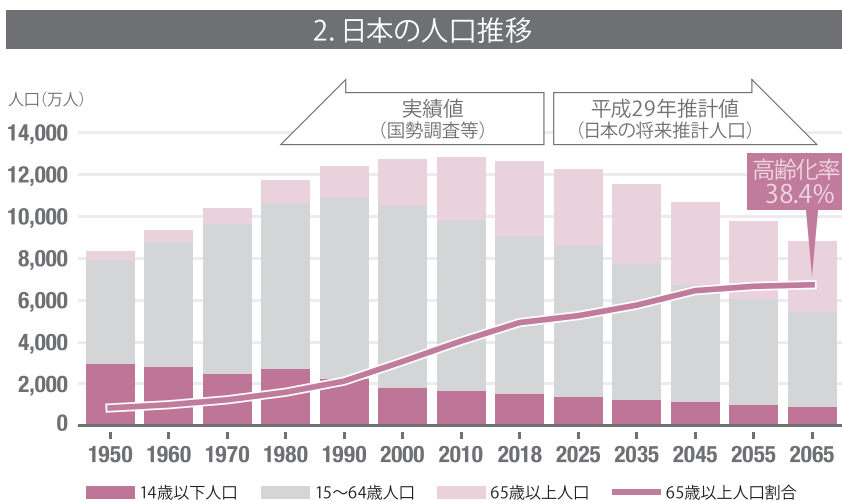
意見広告

## 中小企業と日本の未来を救うために ポストコロナに向けた 経済再生、財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月21日開催の理事会において「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け限界に達しており、税財政や金融面からの実効性ある対策が急務であることを求めています。また、膨大なコロナ対策費は、先進諸国においても財政を悪化させましたが、日本とは違い、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化に取り組むこと、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等が必要です。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株) 名誉理事



1. (注1) 令和2年度までは決算、令和3年度は予算による。(注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

2. (出所) 2018年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」2018年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

「令和3年10月4日付 日本経済新聞 朝刊 全国版掲載」

## 令和4年度税制改正に関する提言（概要）

## I 税・財政改革のあり方

## 1. 財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

## 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

## 4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

## II 経済活性化と中小企業対策

## 1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。 等

## 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

## 4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率 10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮をすること。
- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。 等

## III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

## 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告税制の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。 ※「健康経営」はJENPO法人健康経営研究会の登録商標です。

公益財団法人  
全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷6-15-6 全法連本部 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)  
~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。

**中小企業経営者のもしものときの力になりたい。**

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
~大同生命の創業者の一人~



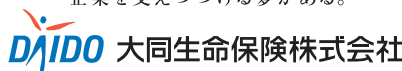
大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ヴォーリス)

## 長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。



松本支社/長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829



令和2年度絵はがき応募作品



天龍小学校6年 熊谷朋哉さん



豊丘北小学校6年 中平菜摘さん



松尾小学校6年 三ツ石 翔さん

(学年は令和2年当時)

### 編集後記

建設業界に身を置く私が取得している資格の中に「コンクリート技士」があります。取得後は4年に1度の登録更新があり、その都度指定講習の受講が義務です。それが昨年来の新型コロナウイルスの影響で、受講会場に大勢が集まることを避け、eラーニングというリモート講習になりました。URLにアクセスし、ログインIDとパスワードを入れると講習がスタート。各章の終わりには確認試験もあり、80%以上正解しないと次の章に移れない、何とも面倒で厳しい講習です。しかし、講習の受付に遅れない様に、また、会場付近に駐車できる様に早く出かける心配は無く、移動の為に要する時間も移動に掛かるお金も要りません。今までの講習会は何だったのでしょうか!? 新型コロナウイルスは私たちの生活に多大な悪影響を与えましたが、既存の当たり前を覆す良い影響もありました。

新型コロナによって“そこに行かなくても済んでしまう生活”は始まったばかりです。そう考えると、2004年6月1日利用開始のe-Taxはウイズコロナによる新しい生活様式を予期していたのでしょうか!?



広報委員長  
棚田 稔

## いいだ法人 第147号 2021・10 秋 Autumn

令和3年10月29日発行  
年4回発行/一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776  
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔  
副委員長・南島治史  
副委員長・木下裕介  
委員・塚平一人・熊谷 弘・中島律子  
・中島 隆・小林亮夫・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。